

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2015

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

パテント・アトニー

夏

VOL. 78

JPA Information

- シリーズ特産品(小田原ひもの)
- 知つておきたい!この技術トレンドでつく(ドローリン)
- 知財TOY BOX
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびぐくのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ

◎ヒット商品はこうして生まれた
確実にコンクリート充填を検知する
**ヒット商品を支えた
知的財産権
「ジュー・テンダー」**

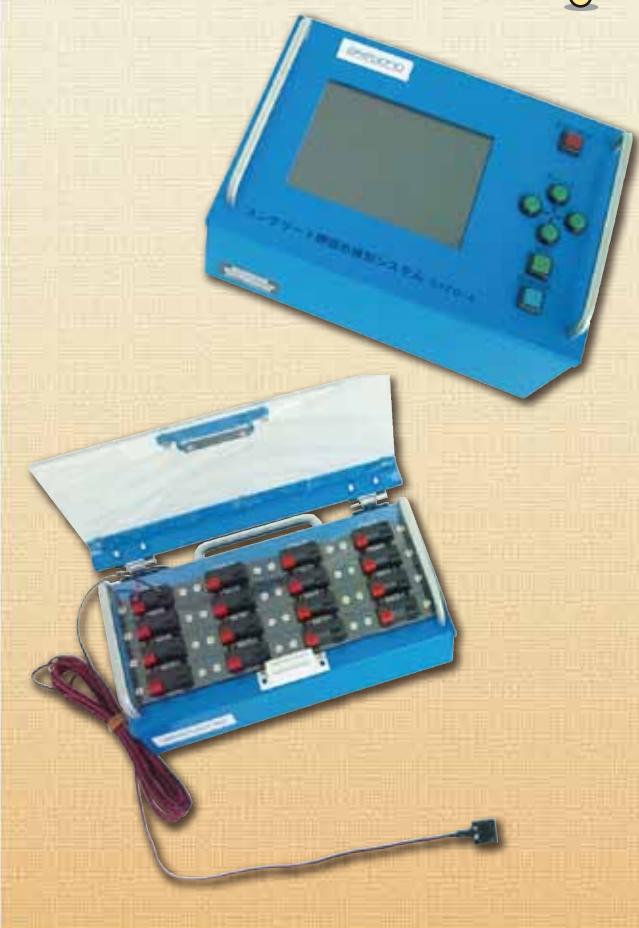
ヒット商品は、こうして生まれた！

ヒット商品を支えた知的財産権

VOL.
78

確実にコンクリート充填を検知する「ジューテンダー」

特許 第3883466号
第3897705号
商標登録 第4735126号 ほか



曙ブレー工業株式会社の「ジューテンダー」は、コンクリートの充填検知システムだ。物性によって確実に充填

状況を検知するジューテンダーは、従来の検知機器が、流し込む過程でできた空洞を検知できなかつた弱点を克服した、画期的な発明である。

出を目指してジューテンダーが生まれた」と振り返る。

当初は、時計のアラームなどに利用される圧電発音体が、接触した物質によつて周波数特性が変化することに着目して、水位計への利用を考えた。実用化の目処はたつたが、すでに安価な水位計が数多く市場に出回っていた。縁のあつたゼネコンの研究者に用途を相談したら、コンクリートの充填状態を検知できないかと問われた。「土木や建築の世界にそうした需要があるとは知らなかつた」と開発担当者だつた同社法務・知的財産部シニアエ

キのメーカーとして80年余の歴史があり、センサー技術の蓄積を活かした新規事業を25年ほど前から展開してきつた。同社新規・センサー事業部シニアエキスパートの国見敬さんは「振動を解析する技術で土木・建築分野への進

アスペシャリストの金子稔さんはいう。コンクリートを扱う実験をするために、協力を得た企業の建築現場に出かけ、コンクリートまみれになつて試作機で測定を繰り返した。「最初は、現場での会話の内容がほとんどわからなくて」と金子さんが笑うほど、未知の世界への挑戦だつた。

さらに充填後に振動を加えて締固めたコンクリートの状態を確実に検知する機能を加えた、ジューテンダーIIを09年に発売した。職人の経験と勘に頼つていた締固めを、物理的に検知し

て可視化できる世界で初めての装置だ。NETISにも登録され、発売以来、着実に売り上げを伸ばしている。

開発から知財担当に籍を移した金子さんは、「開発現場と連携して、戦略的に知財を活用して技術を守ることに情熱を注いでいる。

から2年ほど経た2003年、ジューテンダーは発売された。技術には自信があつたが、需要を見込んでいた建設市場は長引く不況で縮小しており、さつぱり売れなかつたという。そんな時に、ある建設会社からトンネル工事で使いたいとの打診があつた。過酷な土木工事の現場で、センサーである振動デバイスが耐えられるかという不安はあつたが、工事を終えての結果はよかつた。これに自信を得て、土木分野での販路拡大に乗り出し、ジューテンダーは売り上げを伸ばすことになつた。国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録され、広く認知された効果も大きかつた。

さらに充填後に振動を加えて締固めたコンクリートの状態を確実に検知する機能を加えた、ジューテンダーIIを09年に発売した。職人の経験と勘に頼つていた締固めを、物理的に検知して可視化できる世界で初めての装置だ。NETISにも登録され、発売以来、着実に売り上げを伸ばしている。

開発から知財担当に籍を移した金子さんは、「開発現場と連携して、戦略的に知財を活用して技術を守ることに情熱を注いでいる。

江戸の頃より庶民の味として広まつた魚を乾燥させて保存性を持たせる加工法の歴史は古く、弥生時代にさかのぼることができます。小田原で、干物がつくられるようになつたのは、小田原の漁業が盛んになりだした小田原北条氏（戦国時代 1495～1590）の頃といふ説もありますが、江戸時代に入つて、小田原では地場で揚がる「あじ」「かます」を開き干しにして、保存食として商いしたのがそもそもの起こりといわれています。

魚の仲買業の副業として製造された干物でしたが、今では地場産をはじめ、国内各地・世界各地でとれた旬の魚を原料に、衛生的な量産設備で塩だけを使用して加工した塩干品として、年間6,000トンを全国に出荷しています。

魚には、それぞれ美味しい「旬」の時期があります。小田原ひもの代表的な「あじ」なら5～7月、「かます」は8～11月、「えぼ鯛」は11～1月、そして「金目鯛」は2月と、活きの良い四季折々の魚をひものにするとともに、旬の魚を冷凍保存して、年間を通じて美味しいひものを生産しています。

現代の食生活にマッチした、うす塩づくりは小田原ひものこだわりの味。鮮度の良さと、ていねいな造りに加えて、魚本来の旨味を引き出す、秘伝の塩加減で、各店独自の微妙な味わいを造り出しています。最近では世界の魚食和食ブームにのつて海外からも関心の声も寄せられており、遠からずして、諸外国でも日本の「小田原ひもの」が人気になる日が来るでしょう。

相模湾から吹きつける海風と豊かな太陽光が「ひものづくりのまち・小田原」を発展させきましたが、これからも製造技術を伝承し、美味しくてヘルシーな「小田原ひもの」をお届けしてゆきます。



*このコーナーに掲載御希望の方は、“特産品”のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706又はメール:panf@jpaa.or.jpまでお送りください。

第③話 夏への扉

日々夏に向かっていますが、皆さんには『夏への扉』というSF小説をご存知でしょうか。『宇宙の戦士』でパワードスーツの概念を生んだロバート・A・ハインラインの1957年の作品です。主人公は天才発明家で、「特許」と「猫」が重要な役割を果たしています。小説の中に次の一節があります。「期限切れの特許の記録は今すべてカールズバード洞窟の国立記録保存所に保管されている（中略）ぼくは2つの特許についてのすべての記録（中略）を送ってくれるよう手紙に書き、料金を送ったのだ。この厚い封筒はその返事だった。」（旧訳版 ハヤカ文庫 P.213-214）インターネットなど想像できなかった時代に描いた未来の特許文献の状態ですが、膨大な特許情報へ気軽にアクセスできる、現在のありがたさを感じさせる件（くだり）です。現在、誰もがインターネット等を使って手軽に特許文献調べることができます。皆さんもライト兄弟の飛行機やエジソンの電球等の特許原文を調べてみてはいかがでしょう。（弁理士 中川裕幸）



シリーズ JAPAN 特産

小田原ひもの

地域団体商標登録 第5123023号



写真提供：小田原ひもの協同組合

知っておきたい！この技術

トレンドマガジン

シリーズ
20

ドローン



「空の産業革命」ともいわれる「ドローン」は、世界における市場規模が2020年には1兆円を超すとも予想される、小型の自立型マルチローターへリである。すでにドローンを利用した空撮映像は映画やテレビ番組などに利用されており、またダムや橋梁など大規模建造物での危険を伴う点検、災害現場の状況把握にも役立てられるようになっている。欧米の物流、IT企業による商用の実証実験が先行しているが、国内でも瀬戸内海の離島に医薬品を運ぶ実験が行われた。定期便の少ない離島や過疎地、あるいは災害での孤立地域への物資搬送の新しい手段と期待されている。

飛行体であるドローンにはGPS、コンパスなどのセンサー技術、自動制御技術、搭載するカメラ、自動運行を可能にするプログラムなど、多彩な技術が盛り込まれている。最近ではホビー向けの安価な製品も多く、家電量販店では1万円台から30万円ほどまで、多様な機種がみられる。その反面、市街地で墜落するなどの事例も報告され、何らかの法規制が必要ともいわれる。

技術的には、バッテリーを電源とする飛行時間の改善、飛行時の安定性の向上などが課題に挙げられる。

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



Q 平成27年4月から導入された新しいタイプの商標に、「色彩のみからなる商標」と「位置商標」があります。このうち「色彩のみからなる商標」については、「特定の位置に」色彩を付した商標があり得ると思います。一方、「位置商標」については、図形や色彩を付す位置を特定した商標ですので、「色彩」を特定の位置に付した位置商標があり得ると思います。この2つの商標①「特定の位置に色彩を付した色彩のみからなる商標」と、②「色彩を付した位置商標」との違いが分からぬのですが。

A まず①についてですが、「色彩のみからなる商標」とは、単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標であって、輪郭なく使用できる商標のことです。例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩が保護の対象となります。「色彩のみからなる商標」は、色彩そのものが独占的に使用できる範囲と考えられますので、①のように色彩を付す位置を特定した場合であっても、商品等の形状等に応じて、特定の輪郭に制限されることなく色彩を使

用することができると考えられます。

一方、②の「位置商標」は、文字、図形、色彩等を商品等に付す位置が特定される商標のことです。色彩を付した「位置商標」の場合は、商品等の位置を構成する特定の輪郭及びその輪郭内に付された色彩が、独占的に使用することができる範囲と考えられます。したがって②の商標では、輪郭も考慮して独占範囲が決まります。

なお、「色彩のみからなる商標」は、登録された色彩そのものが独占的に使用することができる範囲となり、登録された色彩と類似するものは独占的に使用することができる範囲に含まれません(商標法第70条4項)。一方、色彩を付した「位置商標」の場合は、多少その色彩を変えたとしてもそれが登録商標と類似する範囲内のものであれば、独占的に使用することができる範囲として認められる場合があります(商標法第70条1項)。こうした違いもあります。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX.03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

◆中小企業と知財を“つなぐ”支援策紹介!!～動画配信中～◆

特許庁が実施する中小企業向け6つの支援策を担当職員が紹介!

1. 中小ベンチャー企業・小規模企業の皆様必見!! 「審査請求料・特許料軽減制度」
2. 外国出願にかかる費用の半額を補助します! 「外国出願補助金」
3. 海外での侵害対策を支援します! 「海外侵害対策補助金」
4. 特許情報を経営に活かす! 「特許情報分析活用支援事業」
5. 中小企業の知財のお悩みを、ワンストップで解決!
「知財総合支援窓口事業」
6. 無料で、全国どこへでも伺います! 「産業財産権専門官」

【特許庁HP～中小企業向け情報～】

<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/index.html>



◆特許庁紹介動画配信中◆

130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介とともに、世界最高の知財立国への実現に向けた特許庁の様々な取組を紹介します。英語版もございますので、ぜひ御覧ください。

【日本語版】<http://www.jpo.go.jp/doga/jpo.html>

【英語版】http://www.jpo.go.jp/english/jpo-video/jpo_e.html

産業の発達を支え続ける特許庁
～世界最高の知財立国を目指すために～

特許庁
紹介動画

JPA Information

「はっぴょん通信」を発行しました。

教育機関向に知的財産制度についてわかりやすく解説をした「はっぴょん通信」を発行し、全国の小中高校37,000校に送付しました。難解と思われるがちな知的財産制度を、身近に楽しく学び、同時に弁理士への理解の一助になればと思います。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。